平成２４年（フ）第５６号
富山県高岡市伏木一宮２丁目９番75号
破産者　田島　德子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第５２号
京都市左京区岩倉花園町420番地
破産者　中川吉太郎
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
和歌山市野崎53番地の20
破産者　友淵　三幸
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９６号
和歌山市北新金屋丁６番地
破産者　上中　國雄
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９７号
和歌山市石橋丁３番地
破産者　上中　優一
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９号
愛媛県松山市南堀端町５番地10　清水ビル202号
破産者　上尾美津春
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
愛媛県松山市福音寺町426－１　メゾン・ドゥ・グランビュー501号、住民票上の住所愛媛県松山市畑寺２丁目４番24号　ヒルズ畑寺602号
破産者　室谷　和岳
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
愛媛県東温市山之内1941番地
破産者　新土居正幸
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４号
長崎県諫早市貝津町858番地１　フロンティアエム803号、前住所長崎県諫早市久山台80番地４
破産者　岩﨑　景子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１９８３１号
東京都世田谷区野毛２丁目７―17、開始決定時の住所東京都世田谷区瀬田１丁目24―17―106
破産者　川尻政輝こと　川尻　正輝
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４４号
札幌市中央区北５条西16丁目２番地20
破産者　エム・イ・ケアシステム株式会社
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１５７号
東京都港区虎ノ門２丁目５番４号
破産者　株式会社エイピーコーポレイション
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９３４号
東京都豊島区池袋２丁目47番５号
破産者　株式会社オーティーオー
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４５６号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
破産者　リッカーマン（日本）株式会社
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５８１号
愛知県豊明市新栄町１丁目125番地
破産者　株式会社須藤製作所
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１号
名古屋市西区則武新町２丁目25番６号
破産者　株式会社みす格
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０号
北海道留萌市堀川町３丁目100番地
破産者　北都建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０２号
北海道旭川市４条通17丁目右５号
破産者　株式会社一力屋本店
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
青森県八戸市長苗代３丁目22番８号
破産者　青森縫糸株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係